

借区開坑願からみた藤里町の鉱山

益子清孝*

I はじめに

近世初期以来、日本の鉱山は幕府・諸藩の鉱山専有主義下におかれ、明治5年(1872)太政官布告「鉱山心得」、同6年の「日本坑法」においても坑法の鉱山専有主義を確守していた。しかし、明治23年に改正された日本坑法では、鉱業出願が自由裁量主義から先願主義に移行し、さらに、同年に発布された「鉱業條例」によって、坑法の鉱山専有主義は鉱業自由主義(許可主義)となった。鉱業條例は、それまでの借区に採掘権を認め、永久権とするものであったし、鉱物の売買の自由化、鉱山から独立した製錬所の設置をも認めるものであった。さらに、公益の保護、地表の保全および労働者の安全を守る鉱業警察法規の規定、坑夫の雇用、疾病・負傷に対する救済規定など、労働法規の先駆をなすなど、鉱業の企業としての近代化をうながすものであった。

この鉱業條例による鉱山自由主義化の動向は、秋田県においても顕著であった。明治23年には、秋田県の借区試掘数は539ヶ所(借区167, 試掘372)に及んでいた¹⁾。明治24年2月12日の国民新聞には、「昨年の八月以来各鉱山の借区を願い出ずる者非常に多く、現に農商務省の鉱山局に堆積して、未だ指令を与えざるもの、なお一万四千余通あり」と報道するほどであった²⁾。

文永年中(1264~74)の開発ともいわれる³⁾太良(平)鉱山をはじめとして、早くから鉱山開発がみられた藤里町においては、藩政期には21鉱山(旧藤琴村5, 粕毛村15, 大沢村1鉱山)が開発され⁴⁾、一時休止したものの明治中期にいたって藤琴川や粕毛川流域において、多くの民間人による鉱山の開発の試みられた。そこで、本稿は藤里村の明治20年代の鉱山開発の動きを

とおして、その地域的特質を考察しようとするものである。調査の方法としては、藤里町所蔵の借区開坑願・坑業見込書などの借区試掘関係文書やその他の文書資料・文献および、現地聞き取り調査などによった。研究方法は斎藤(1980)⁵⁾などの方法を参考にした。

なお、本報告は当館の地域研究「能代・山本」の「能代・山本地域の鉱山」研究グループでの調査研究の一部である。また、藤里町の鉱山開発とその地域的展開に関しては別稿で報告する予定であり、本稿では割愛した。

II 藤里町の概況

藤里町は、北部は白神山地に属し青森県と接し、東は北秋田郡鷹巣町・田代町、西は山本郡八森町・峰浜村・能代市と、南は山本郡二ツ井町に接している。北部の駒ヶ岳(標高1158m)を最高に、北高南低の地勢となっている。白神山地に源を発する藤琴川・粕毛川が中心集落で合流し、さらに南流して二ツ井町で米代川に注いでいる。この河川に沿って集落が散在している。町域の89%が山林原野で林産資源に恵まれており、北部の杉・ブナ林の多くな国有林となっている。

享保郡邑記(1730)によれば、八坂(矢坂)村42軒・大沢村86軒・粕毛村54軒・藤琴村(平鉱山を含む)151軒とある。寛政村附帳(1794)によると、村高は藤琴815石(枝郷10)・粕毛543石(枝郷11)・矢坂160石・大沢270石(枝郷2)であった。藤琴村は10寄郷をもつ親郷で、粕毛・矢坂・大沢3か村もその寄郷であった(角川日本地名辞典5)。

明治22年に藤琴・大沢・太良鉱山3か村は合併して藤琴村に、粕毛村・矢坂村2か村も合併し粕毛村とな

*秋田県立博物館

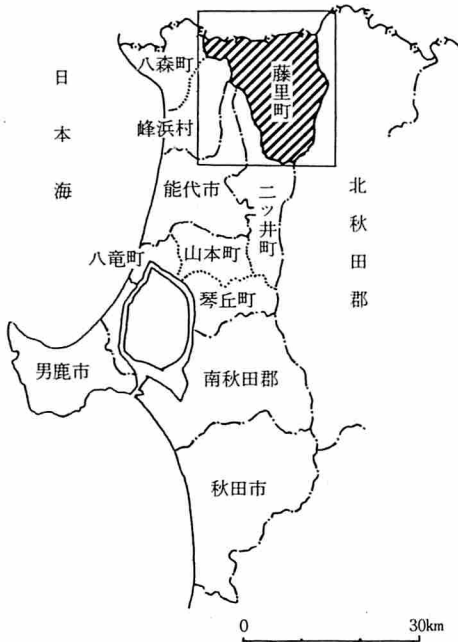


図1 藤里町の位置



図2 藤里町の地勢

った。同24年の両村人口は5918、戸数919戸で、大正9年の人口は6797人であった。昭和30年3月31日、藤琴村と粕毛村の合併によって藤里村（同38年町制施行）となった。合併時における人口（戸数）は、藤琴村6225人（980戸）・粕毛村3099人（476戸）であった。業態別生業人口比は、前者においては、都市的業態が24.6%（1646人）・その他の業態73.6%（4579人）で、後者は都市的業態人口比が2.7%（83人）であった。一方、産業別生産額では、藤琴村の場合、農業生産額8605万円、鉱工業1億4871万円、その他8227万円で鉱工業関係が46.9%を占めていた。ちなみに産業別人口比をみると農業71.6%（4,458人）、商工業6.6%（410人）、鉱業6.9%（429人）、その他14.9%（628）である。粕毛村の場合、農業生産額4,978万円で総生産の37.7%を占め、産業別人口の構成では農業2,821人（91.0%）、商工業47人（1.5%）、その他231人（7.5%）であった。

昭和59年10月1日現在の藤里町の人口は5,655人で、昭和30年の合併時に比して3,669人減となっている。明

治24年の人口をも下まわっている。藤里町は、災害の町ともいわれ、ことに藤琴川・粕毛川の洪水による被害は大きく、昭和33年の大水害は太良鉱山の休山や森林軌道廃止のきっかけともなった。豊富な林産資源と鉱産活動に支えられてきた藤里町は、昭和46年の県営素波里多目的ダムおよび発電所の完成や県立自然公園に指定されている素波里峡・太良峡・駒ヶ岳一帯を含む山岳自然レクリエーション地としての開発計画の進行等によって大きく変容しようとしている。

Ⅲ 藤里町の鉱山開発とその歴史的背景

1. 近世の鉱山開発

秋田領における近世の鉱山開発は、秋田領内諸金山箇所年数帳（杉原寿山著・文政年間）によれば565山に及んでいる。鉱種別では、金山73、銀山134、銅山84、鉛山213、鉄山・土石山61であった。山本郡では、銀山8、銅山2、鉛山18、鉄山・土石山6山で合計34の鉱山が開発された。概して、山本郡では鉛山が相対

借区開坑願からみた藤里町の鉱山

表1 秋田領内の郡別鉱山数

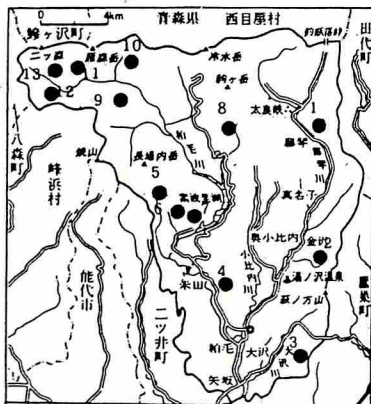
郡名	金			銀			銅			鉛			その他の 鉱山および 土石山	合計
	本山	枝山	計	本山	枝山	計	本山	枝山	計	本山	枝山	計		
雄勝郡	11	1	12	28	14	42	8	2	10	13	7	20	17	101
平鹿郡	3		3	5	1	6	1		1				2	12
仙北郡	16	5	21	29	8	37	11	7	18	37	7	44	20	140
河辺郡							1		1	6	4	10		11
秋田郡	21	16	37	40	1	41	26	26	52	103	18	121	16	267
山本郡				8		8	2		2	14	4	18	6	34

(「秋田領内諸金山箇所年数帳」により作成)

表2 藩政期における能代・山本地域の鉱山

市町村	銀 山	銅 山	鉛 山	鉄 山	土 石 類	計
藤里町	<ul style="list-style-type: none"> ・置穴沢(藤琴) ・谷地(粕毛) ・開翁滝(粕毛) 	<ul style="list-style-type: none"> ・長場内(粕毛) ・赤石沢(粕毛) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平一藤琴一(藤琴) ・久多利沢(粕毛) ・小東又(粕毛) ・入山沢(粕毛) ・小作場内(粕毛) ・不動沢(粕毛) ・杉淵沢(粕毛) ・大白沢(粕毛) ・延田沢(粕毛) ・小倉沢(粕毛) ・三ツ石沢(大沢) 	<ul style="list-style-type: none"> ・室谷(粕毛) ・藤琴川(藤琴) 	<ul style="list-style-type: none"> ・粕毛一蔵赫石 ・おほき沢一大さくれ沢=朱山(藤琴) ・小比内吉谷地沢=緑青石(藤琴) 	21
八森町	<ul style="list-style-type: none"> ・八盛(八森) ・間瀬内(茂浦) 		<ul style="list-style-type: none"> ・中ノ又(茂浦) ・西平(八森銀山ノ内) 		<ul style="list-style-type: none"> ・専太沢=砥石(八森銀山ノ内) 	5
峰浜村	<ul style="list-style-type: none"> ・水沢一古銀山、岩子銀山一(水沢) ・小又沢(大久保台) 		<ul style="list-style-type: none"> ・立又沢(水沢) ・銀山沢一(岩子, 小銀山沢) ・小又沢(大久保台) ・大割沢(目長田) ・小沢(水沢) 			7
能代市	<ul style="list-style-type: none"> ・初掛沢(床岩) 					1
計	8	2	18	2	4	34

(資料:「秋田領内諸金山箇所年数帳」により作成)



1. 平鉛山
2. 置穴沢銀山
3. 三ツ石沢鉛山
4. 谷地銀山
5. 長場内銅山(鉛山)
6. 杉淵沢鉛山
7. 不動沢鉛山
8. 小倉沢鉛山
9. 大白沢鉛山
10. 小東又沢鉛山
11. 久多利沢鉛山
12. 赤石沢銅山
13. 入山沢鉛山
14. 延田沢鉛山

図3 藩政期における藤里町の金属鉱山
(「秋田領内諸金山箇所年数帳」により作成)

表3 藤里地区の鉱山開発略年表

年 代	お も な 事 項	備 考
文永年中 (1264~74)	太郎山 (太良) 鉱山開発	寿山随筆
慶長2 (1597)	粕毛・谷地銀山開発	年数帳
〃 19 (1614)	平鉛山「ふじこと石かねの儀ハ只今ハずり斗にて山ハ不立候」	政景日記
寛永8 (1631)	平鉛山・鉛15209貫150匁運上	〃
延宝元 (1673)	矢櫃鉛山開発	〃
元禄12 (1699)	粕毛・久多利沢鉛山 (金子久左衛門稼) 開発	年数帳
〃 15 (1702)	粕毛・開翁滝銀山 (九十郎受山・能代町細田東兵衛仕入) 開発	〃
〃 16 (1703)	平鉛山大坂屋請負、能代湊から院内銀山へ運送	政景日記
享保元 (1716)	置穴沢銀山 (荷上場村・甚助受山) 開発	年数帳
〃 4 (1719)	藤琴・吉谷地緑青山 (藤琴村・五郎八受山) 開発	〃
〃 16 (1731)	粕毛・小佐場内古鉛山 (粕毛村・勘助受山) 開発	〃
	久多利沢鉛山、粕毛・小東又沢 (能代町長左衛門見立) 両鉛山能代町越後屋京右衛門受山	〃
〃 20 (1735)	平鉛山・能代沖口出役鉛100貫目につき銀京目40匁	〃
元文中 (1736~40)	大沢・三ツ石沢鉛山 (大沢村・徳兵衛稼) 開発	〃
〃 4 (1739)	粕毛・杉割沢鉛山 (大坂屋受山) 開発	〃
寛保元 (1741)	粕毛・延田沢鉛山 (上亀丁・板垣弥兵衛受山) 開発	〃
〃 2 (1742)	粕毛・小倉沢古鉛山 (大沢村・嘉右衛門、藤琴村・七右衛門受山)、同入山沢鉛山 (東山・喜平治受山) 開発	〃
宝暦11 (1761)	藤琴・オホキ沢見立朱山 (荷上場村・四郎兵衛受山) 開発	〃
明和4 (1767)	粕毛・不動沢鉛山 (荷上場村・源吉受山) 開発	〃
安永4 (1775)	平鉛山産出鉛鉱加護山にて製錬	〃
寛政年間 (1789~1800)	藤琴川鉄砂 (木村善兵衛) 開発	年数帳
文化年中 (1804~17)	粕毛・室谷鉄砂山開発	〃
文化14 (1817)	平鉛山直山となる	〃
明治5 (1872)	太政官布告「鉱山心得」	
〃 6 (1873)	「日本坑法」	
〃 7 (1874)	平鉱山・小野組稼行、	秋田県史
〃 8 (1875)	平鉱山工部省直轄	〃
〃 12 (1879)	工部省探鉱場に粕毛・藤琴村も指定	〃
〃 18 (1885)	古河市兵衛、平鉛山を払下げ	〃
〃 23 (1890)	「鉱業条例」試掘区・借鉱区激増	秋田県六種勸業別報
〃 26 (1893)	能代・東雲製錬所創設	古河潤吉君伝
	長場内・大白・小東又・八助・黒滝沢・下り沢など休業届提出	鉱山借区試掘書類控
〃 35 (1902)	鉱業法	
大正8 (1919)	平鉱山休山	秋田県鉱山誌
昭和10 (1935)	平鉱山再開	〃

的に多く開発された。現在の行政区別にもと、藤里町がもっとも多く21山が開発され、次いで、峰浜村7八森町5、能代市1山であった (表2)。

藤里町では旧粕毛村が鉱山数においてもっとも多く、銀山2一谷地・開翁滝一、銅山2一長場内・赤石沢一、鉛山9一久多利沢・小東又・入山沢・小作場内沢・不動沢・杉割沢・大白沢・延田沢・小倉沢一、砂鉄山1一室谷一、黛赫石1一粕毛一の15山が開発された。こ

とに鉛山の開発が卓越していた。旧藤琴村では、平 (太良) 鉛山・置穴沢銀山と藤琴川の砂鉄、吉谷地沢の緑青山、おほき沢 (大さくれ沢) の朱山が開発された。旧大沢村では三ツ沢において鉛山が開発されたのみであった。

秋田県鉱山誌⁶⁾によれば、秋田県における近世の開発史を近世前期 (天正期~元禄期)・中期 (宝永期~文政期)・後期 (天保期~慶応期) に大別している。近世前期における秋田県の鉱山は、白根・尾去沢・院内・

阿仁などの金・銀山の急激な発展・隆盛をみた時期であった。寛文年間(1661~72)には、各地に銅山が発見・開発され、秋田銅の時代をむかえている。鉛山は藩内には数ヶ所あったが、太良(藤琴または平)・八森がその中心で、元禄以降に大量に産出され、概して鉛山の開発は金・銀に比して遅れた開発となっていた。近世中期には、阿仁8山(阿仁・小沢・三枚・萱草・真木沢・二の又、一の又)や黒森・糠内など11山の銅山の開発が促進され、宝暦4年(1754)には、現在の秋田県だけで全国の御用銅の70%を占めていた。

安永3年(1774)には、加護山製錬所が設置され、阿仁粗銅と太良鉛の結合による南蛮絞りによる銀の産出・鑄銭が行なわれた。近世後期には、社会経済的混乱や鉛価・米価の高騰などによる金・銀・銅鉱業は著しく衰退し、県内では院内銀山を除く諸山の多くは休・廃山するようになった。院内銀山では、冶金熔剤としての必需品である鉛を太良に依存していた。概して、鉱山の衰退がみられたが、一方では、国際的事情もあり鉄鋼業・鉄鉱石の精錬に対する鉱業技術への関心の高まった時期でもあった。

藤里町の鉱山開発について、その開発年代をみると、近世以前にすでに太良鉱山が開発されていたことが文献上知られている。太良鉱山沿革史によれば、「当山の創業は大同年間(806~809)とも言い、或は文永年間(1264~74)の発見とも言う」とあるが、西尾銚次郎の日本古代鉱業編には、「文永年間に羽後国太良鉱山開坑云々」とある⁷⁾。また、杉原寿山著『寿山随筆』には、「或説にいう、御当領にして鉱山のはじめは藤琴銀山、今の平鉛山なりといへり。但此山は古名太郎山と称す。しかるゆえんのものは嫡子と呼んで太郎と称すが如くこれ当初の鉱山なりという。則秋田領にして最初の故ならんか。其年は文永中なりとか。」とある。船遊亭扇橋著『奥のしおり』には、「八森太良へ至而古キ山にて平城天皇ノ大同二年(807)に開ヶ候山にて有之候、それゆへ書附ヶにも八森古銀山と有之候よし…⁸⁾とある。しかし、太良鉱山の創業年代は明確ではない。

近世初期における藤琴銀山については梅津政景日記に記録されている。慶長19年(1614)には、「ふしこと石かねの儀ハ只今ハずり斗にて山ハ不立候間難成由被仰候」⁹⁾とあり、元和2年(1616)には「藤琴鉛山、¹⁰⁾と

記述している。そして、寛永8年(1631)には「鉛老万五千式百九貫五百匁ハ運上目」¹¹⁾とある。年数帳には、「当山は、御遷邦以前に出来、御国替以来相統致し、元来銀山也。御奉行御付添、藤琴銀山と唱て、寛文之末の項よりか鉛山に相成候。元禄十六年末年まで鉛山にて、歌代庄兵衛・鈴木六右衛門受山致し候。大坂屋にて仕入致候」(旧「秋田県史第三冊」とあり、銀山から鉛山に変容した。元禄16年(1703)には大坂屋が請負い、能代湊から院内銀山に鉛を移送している。¹²⁾

近世前期には、藤琴鉛山の開発のほか、谷地銀山(慶長2年)・開翁滝銀山(元禄15年・九十郎受山、能代町細田東兵衛仕入)の2銀山と矢櫃鉛山(延宝元年)・久多利沢鉛山(元禄12年・金子久左衛門稼)の2鉛山が開発された。なお、久多利沢鉛山は享保16年(1731)に能代町越後屋京右衛門受山となっている。

近世中期における藤里町の鉱山開発の多くは、享保元年(1716)の置穴沢銀山(荷上場村・甚助受山)の開発を除いては鉛山がその中心であった。おもな鉛山の開発年代は次のとおりである。

- 享保16年(1731)・小佐場内古鉛山、粕毛村甚助受山
・小東又沢鉛山、能代町長左衛門見立、能代市越後屋京右衛門受山
- 元文中(1736)・三ツ石沢鉛山、大沢村徳兵衛稼~40)
- 元文4年(1739)・杉割沢鉛山、大坂屋受山
- 寛保元年(1741)・延田沢鉛山、上亀丁板垣弥兵衛受山
- 寛保2年(1742)・小倉沢古鉛山、大沢村嘉右衛門・藤琴村七右衛門受山
・入山沢鉛山、東山・喜平治受山
- 明和4年(1767)・不動沢鉛山、荷上場村源吉受山

享保4年(1719)には、吉谷地緑青山(藤琴村五郎八受山)、宝暦11年(1761)にオホキ沢朱山(荷上場村四郎兵衛受山)が開発された。近世中期の後半には藤琴川・粕毛川の流域において鉄砂の開発もみられた。寛政年中(1789~1800)に木村善兵衛が藤琴川において鉄砂を開発し、文化年中(1804~17)には粕毛村室谷において鉄砂山の開発が進んだ。¹³⁾

秋田県における近世中期の鉱業界は銅山の開発がその中心であったが、安永3年に設置された加護山製錬所の立地が、藤琴川・粕毛川流域における鉛山の開発

と舟運による阿仁銅との結合、南蛮絞りなどの技術の導入などが大きな要因となっていることなどから考えあわせると、藤里地区における鉛山開発の意義は看過できない。さらに、藤里地区におけるおもな鉱山の山受（負）人・稼人・仕入人の多くは、地元藤琴村・粕毛村・大沢村や荷上場村・能代町などの住民であったことも注目せざるをえない。近世後期には金銀銅鉛山は衰退し、休・廃止する鉱山が少なくなかったが、近世における藤里地区の鉱山開発は、近世中期における林産資源に恵まれた藤琴川・粕毛川流域の鉛山開発にその特質が認められ、このような歴史的背景が明治期における当該地域の鉱山開発の背景となっているものと考えられる。

2. 明治初期の鉱山開発

明治維新にともない東北地方の混乱は、鉱業を一時停滞させた。政府は、明治6年に一切の地下資源の政府所有と採掘権の政府占有を規定した「日本坑法」を制定し、官営の諸鉱山に多数の鉱山関係学者や技術者を欧米から招き、鉱業の指導にあたらせた。明治7年に、阿仁、荒川、院内、太良、川口・八森などの諸鉱山と加護山製錬所は金融家小野組の手に帰したが、翌年に設置された工部省は、鉱山の直轄の方針をうちだし鉱山寮分局を配し管理・運営にあたった。明治8年における小野組借区のなかで、太良・矢櫃鉛山、八森銀山、加護山製錬所などの山本郡内における諸鉱山等の景況は秋田県史・資料明治編上等に掲載されているのでここでは割愛する。

明治9年における県内の主要鉱山は、官行として、太良（荒銅・荒鉛）、八森（山吹銀）、阿仁（山吹金・荒銅・荒鉛）、院内（純金・純銀・山吹銀）、荒川（荒銅）、川口（荒銅）、細地（荒銅）、向山（山吹金・純銀）、明取沢（山吹金）、玉川（砂鉄）、小坂（山吹銀）、大葛（山吹金）などの諸鉱山であった。私行には、尾去沢（山吹金・荒銅）、小国（石油）、目名瀉（石油）、萱草（石炭）、龍毛（油煙）、玉川（硫黄）、藤琴（砂鉄）、山谷川崎（荒銅・荒鉛）・伊勢居地（石油）、石野（山吹金・荒銅・荒鉛）、高松（硫黄）、尾去沢（石炭）などであった。¹⁴⁾

工部省は鉱産資源の開発のために探鉱場を指定した。明治12年11月13日・乙107号では、南秋田、北秋田、山本三郡に工部省の探鉱場を指定している¹⁵⁾。そのうち、藤

里町においては、藤琴村本村、矢坂村本村、粕毛村本村及び14ヶ村を指定した。粕毛村本村以外の14ヶ村は次のとおりであった。粕毛村字真土村、同芳ノ沢村、同下日陰村、同米田村、同谷地村、同室岱村、同嘉右衛門岱村、同熊ノ岱村、同上中畑村、同端気付、同巻村、同下巻村、同長場内村、同岩合村の14ヶ村である。

Ⅲ 明治中期における藤里町の鉱山

1. 明治中期における秋田県の鉱山

明治20年における本県の鉱山借区は43鉱区であった。その多くは、北秋田郡が10借区でもっとも多く、次いで雄勝・仙北（各8借区）、鹿角・南秋田（各6借区）、山本郡（5借区）である。県北部で48.9%を占めていた。金属鉱山は32借区であった。南秋田郡は石油（2借区）、瀝青（3借区）がその殆んどである。山本郡の場合、藤琴村太良（銅・鉛鉱借区）、埴村字小杉山（鉛鉱借区）、水沢村金山沢（鉛鉱借区）、同金沢（鉛鉱借区）八森村四月平外三ヶ所（銀鉱借区）の5借区が稼動していた。

試掘借区は全県6区で、うち山本郡では荷上場村古布ノ沢外四ヶ所（金銀鉱）の1借区のみである。

試掘願の提出中のものは全県14借区で、山本郡では梅内村嶽ノ内（金・銀鉱）と石炭3借区（岩館村横沢・八森村太郎兵衛沢外1ヶ所、同村鼻コクリ）である。

借区願・借区試掘願中のものが秋田県では7借区あったが山本郡ではなかった。秋田県の借区及び開発途上の借区は77ヶ所に及んでいたが、山本郡では借区坑業中5、試掘借区1、試掘願中4借区で藤里地区では太良鉱山が坑業を営むのみであった¹⁶⁾。

明治20年の鉱業一覧表¹⁷⁾によれば県内鉱業借区は82借区で、借区人は39人となっている（県内27人、県外12人）。県内の借区人の借区が43鉱区あり、借区人1人当り1.59借区である。一方、県外借区人の場合（39借区）、1人当り3.25借区となっており、全県平均2.10借区をはるかにしのいでいる（表5）。県外のおもな借区人は、東京・古河市兵衛（借区数9）、岩手・瀬川安五郎（同13）、大阪・藤田伝三郎（同4）、東京・杉本正徳（同3）、東京・長谷川芳之助（同2）、東京・鉱業会社など12人である。一方、県内の場合、黒沢利八（借区数7）、辻金五郎（同4）、小野地徳之助（同3）、池田孫一（同3）、荒谷桂吉（同2）、富谷松之助（同2）など27人であった。

借区開坑願からみた藤里町の鉱山

表4 明治20年における秋田県の鉱山数

借区	鉱種	雄勝	平鹿	仙北	河辺	由利	南秋	山本	北秋	鹿角	計	
借区	金			2			1	1	2		6	
	銀	2		1					1		4	
	銅	1		3						2	6	
	鉛							3			3	
	金銀銅鉛								1	1	2	
	金銀銅	3								1	4	
	金銀鉛								1		1	
	銀銅鉛									1	1	
	銅鉛								2		2	
	銀・硫黄			1							1	
	硫黄	2		1							3	
	石炭								1		1	
	石油							2		1	3	
	土歴青							3			3	
	マンガン									1	1	
	計		8		8			6	5	10	6	43
	試掘区	銀	1								1	2
金銀		2						1			3	
金銀銅鉛									1		1	
計		3						1	1	1	6	
試掘願(A)	金銀			1			1	1	2		4	
	銀鉛	1					1		1		5	
	鉛				1						1	
	石炭							3			3	
計		1		1	1		2	4	3	2	14	
借区願(B)	銀			1			1		2		4	
	銅			1							1	
	マンガン								1		1	
計			2			1		3		6		
(A)	銀					1					1	
(B)	計					1					1	
発見	金		2								2	
	銀	1				1					2	
	銀銅鉛			2							2	
	計	1	2	2		1					6	
廃坑	銀	1									1	
	計	1									1	
総計		14	2	13	1	2	9	10	17	9	77	

(「秋田県六種勸業別報第九・十号」により作成)

表5 出身地別借区人員及び借区数

借区人出身地	借区人(A)	借区数(B)	1人当りの借区数B/A
県内	27	43	1.59
県外	東京府 *(法人1を含む)	7 19	—
	大阪府	1	4
	岩手県	1	13
	福島県	1	1
	静岡県	1	1
	佐賀県	1	1
計	12	39	3.25
合計	39	82	2.10

(「六種勸業別報第14号」により作成)

表6 明治23年における山本郡の鉱山概況

借区	鉱品	製錬高(県計に対する比率%)	借区人
矢櫃・太良	鉛	33,374貫80目(77.4)	古河市兵衛
	銅	5,738貫414匁(0.9)	
長場内	鉛	2,722貫400目(6.3)	古河市兵衛
	銀	— (—)	
水沢	金・銀	123貫168匁(31.6)	古河市兵衛

(「秋田県六種勸業別報第38号」により作成)

山本郡では、藤琴村太良矢櫃(鉛)・水沢村水沢(鉛)を東京府古河市兵衛、駒形村不動沢(土歴青)を黒沢利八、八森村八森(銀)を杉本正徳、八森村鼻コクリ(石炭)を佐藤多市が借区としていた。なお、鉱業一覧表に製品出来高を記載している借区は59借区である。

明治22年12月現在において、本県において採鉱製錬借区は72ヶ所であった¹⁸⁾。同23年3月における借区総数が167、試掘借区372、合計539借区であった。全体の稼働率は13.4%にすぎず、借区の中なかでも休業もしくは計画中の借区が極めて多く、借区167中での稼働率は43.1%であった。山本郡では、早口・藤琴村太良・矢櫃(製錬高、鉛3万3374貫80目、銅5738貫414匁)、沢目村水沢(金銀123貫168匁4分6厘)、粕毛村長場内(鉛2722貫400目、銀—)がともに東京府古河市兵衛の借区とする坑業のみであった¹⁹⁾(表6)。太良鉱山は古河市兵衛が明治17年に払下げを受けたもので、古河は、さらに不老倉(明治20年)・水沢(同24年)などを買収し事業を拡張した。明治27年には、能代東雲中央製錬所を建設し、東北地方の銀・銅鉱石を集中して製錬するなど諸鉱山の統一経営にあたった²⁰⁾。

表7 明治中期における借区人 —明治22年—

借区人 出身地	借区 所在地	雄 勝 郡	仙 北 郡	由 利 郡	南 秋 田 郡	山 本 郡	北 秋 田 郡	鹿 角 郡	計
秋田	田	2 (1)	1	1	1				5 (1)
雄勝	勝	1							1
平鹿	鹿	1							1
仙北	北	1	8						9
河辺	辺								
由利	利	2 (1)		2					4 (1)
南秋田	田				5				5
山本	本								
北秋田	田						2		2
鹿角	角							1	1
県計	計	7 (2)	9	3	6		2	1	28 (2)
岩手	手		6 (2)				2	7 (4)	15 (6)
福島	島	1							1
東京	京	5 (1)	3			5 (2)	5 (1)	3	21 (4)
大阪	阪							4 (2)	4 (2)
兵庫	庫				2				2
佐賀	賀		1						1
県外計	計	6 (1)	10 (2)		2	5 (2)	7 (1)	14 (6)	44 (12)
総計	計	13 (3)	19 (2)	3	8	5 (2)	9 (1)	15 (6)	72 (14)
実人員		9	9	3	4	1	6	5	37

※ () 内は複数借区, (「秋田県六種勲業別報」第38号により作成)

この頃の本県における坑業借区人は、県内借区人44.8%で、県外資本による経営が55.2%で過半数を占めていた。郡別借区数と借区人員は表7のとおりである。

2. 借区開坑願からみた藤里町の鉱山開発

明治20年代には全国的にみても鉱山借区開坑願が激増した。明治23年の日本坑法の改正によって鉱業出願が先願主義となり、また、同25年に実施された鉱業條例は、坑法の鉱業専有主義を鉱業自由主義（許可主義）とし借区開坑願は続出した。

藤里町においては、鉱山借区試掘書類控によれば、その申請件数が49件（粕毛村27件、藤琴村22件）にも及んだ。その借区試掘申請一覧は表8・9に示したとおりである（図4・5）。

鉱山借区試掘申請の時期（表10）をみると、粕毛村

の場合には日本坑法の鉱業出願自由裁量主義下の明治20～22年に10件の申請があった。さらに、日本坑法が改正された明治23年には、鉱業出願が11件と急増しピークに達した。そして、明治25年までに資料上明確なものだけでも23件の申請があり、そのうちの20件の申請が認可されている。一方、藤琴村においては、明治24年に12件、同25年に8件の申請があり、その後は減少した。粕毛村の多くは、日本坑法・改正日本坑法の施行期間に申請・認可されているのに対して、藤琴村においては、鉱業条例実施による坑法の鉱業自由主義（許可主義）を契機とした申請が相対的に多い。概して、粕毛村の開発・申請・認可が藤琴村のそれよりも早かった。

試掘鉱石は、粕毛村においては、銀鉛（10件）、銀銅鉛（7件）・銀（4件）・鉛（2件）・銅・金銀銅・銀銅（各1件）で、その多くは鉛鉱・銅鉱である。藤琴村では、銀鉛（8件）・金銀（7件）・金銀（2件）・金銀鉛・鉄・土油（各1件）であった。

借区申請人の出身地を借区ごとにみると、粕毛村の場合、地元粕毛村居住者がもっとも多く延37人となっている。次いで、常盤村（現能代市）3、大館町2、八森村・能代港町・富根村（現ニッ井町）・藤琴村・東京府各1人で総延数47人であった。藤琴村の場合、地元藤琴村13人を筆頭に能代港町5、桧山町（現能代市）3、長木村（現大館市）3、峯吉川村（現協和町）2、鶴川村（現八竜町）2、大館町・扇田村（現比内町）・栄村（現鷹巣町）・土崎港町・粕毛村・大沢村（現藤里町）・新潟県の各1人で、総延数35人である。その出身地別の構成比は、地元藤里町が42.9%（15人）で、能代・山本28.6%、大館北秋17.1%、その他の県内8.6%、県外2.9%となっており、地元・能代山本地域で71.5%、県北部で88.6%を占めている。粕毛村の地元出身者の占める割合（78.7%）にくらべて極めて多様であるが、県北部に集中している。粕毛村・藤琴村いずれにおいても県外出身者の占める割合は極少である。

1借区当りの申請人についてみると、粕毛村の場合27件の申請に対して実人員23人で平均1.17人である。申請人1人の借区が10借区で、2人共同借区15、3人共同借区1、4人共同借区1となっている。一方、1申請人の申請借区数をみると1借区のみの方が16人で

借区開坑願からみた藤里町の鉱山

表8 粕毛村における借区試掘申請一覧

位置	申請人			借区・鉱区字名	坪数	試掘鉱石	申請年月日 認可年月日
	居住地	身分					
1	J K	粕毛村	平民	長場内・杉淵沢	3704	銀銅鉛	明治20・3・23 22・1・9
2	O	東京府	〃	長場内沢字金山ノ沢	14290	鉛	20・9・5 20・12・25
3	A B	常盤村 〃	平民農 〃	鹿瀬内沢下り沢	4950	銀銅鉛	21・8・7 22・12・23
4	G	粕毛村	〃	エボシ・榎木沢・金喰沢・割沢	—	銀・鉛	22・8・23 22・10・20
	J	〃	〃				
	K	〃	〃				
	L	〃	〃				
5	C	常盤村	〃	サンガ沢・コガ沢	—	銀	22・9・28 23・10・20
6	D	粕毛村	〃	ヤケン沢・熊遊沢・マタギ沢・白石沢・折戸ノ沢・ 大立又沢	—	銀・鉛	23・1・31 24・6・2
	E	〃	〃				
7	F	〃	〃	ホリ沢・向折戸ノ沢・善助沢	10800	銀銅鉛	23・2・4 24・10・15
	G	〃	〃				
8	H	〃	〃	上不動沢・下不動沢・サルカセ沢・秋山沢・矢ノリ沢	—	銀・鉛	23・2・4 23・10・7
	I	〃	〃				
9	J	〃	〃	小東又沢	2275	銀・鉛	22・8・23 23・4・9
	K	〃	〃				
10	J	〃	〃	カバ沢・ワリ沢・赤倉・アニカ沢・白ハケ・上下マ ト沢・大倉沢・タキ沢・兵二郎・深沢・清六	143543	銀銅鉛	23・1・31 23・3・20
	K	〃	〃				
11	J	〃	〃	小倉沢・赤倉沢・清六沢・滝ノ沢・アニカ沢・上下 マト沢・白ハゲ	1500	銀銅鉛	23・2・8 —
	K	〃	〃				
12	J K	〃	〃	赤岩沢・黒滝沢	—	銀銅鉛	23・3・19 —
13	N	〃	〃	八助沢・黒滝沢	10015	銀銅鉛	21・8・25 22・12・23
14	J	〃	〃	大白	2000	銅	22・9・14 22・10・21
	K	〃	〃				
15	J	〃	〃	十文字沢・大白沢・小東又沢・赤石沢・下タリ沢	—	銀・鉛	21・8・9 22・7・23
	K	〃	〃				
16	M	〃	〃	矢坂岩本沢他8ヶ字	5000	金銀銅	23・7・25 24・1・20
17	P	〃	〃	長場内沢長松滝他6ヶ沢	7000	銀・鉛	23・7・24 24・4・8
18	E	〃	〃	杉淵沢ホオノ木沢・下淀口沢・上淀口沢	5000	銀・鉛	23・6・26 24・3・30
	Q	〃	〃				
19	J	〃	〃	鹿瀬内沢天池	6666	銀	23・7・18 22・12・19
	K	〃	〃				
	R	大館町	士族				
20	N	粕毛村	平民農	上谷地	—	銀・鉛	23・6・19 23・10・3
21	S	大館町	〃	白ハゲ・上マト・下マト・アニカ沢	36944	—	— —
	T	藤琴村	平民商				
22	U	富根村	平民	サンガイ沢・コガ沢	50000	銀	24・11・20 —
23	V	八森村	〃	サンガイ沢・コガ沢	—	銀	24・12・22 —
24	W	能代港	平民商	十文字沢	150000	銀・鉛	26・3・1 —
25	F	粕毛村	平民商	杉淵沢・鹿瀬内沢(割沢・十文字沢・一ノ又沢)	591375	銀・鉛	27・4・11 —
	H	〃	〃				
26	J	〃	〃	長場内金山沢 2の鉱区譲受	14290	鉛	— 24・3・26
27	J	〃	〃	一ノ又沢・東又沢	—	銀・鉛	22・8・23 22・10・29
	K	〃	〃				

〔借区開坑願〕により作成)

表9 藤琴村における借区試掘申請一覧

位置	申請人		借区・鉱区	試掘鉱石	申請年月日
	居住地	身分			
1	A	藤琴村	平民農	早飛沢・大石沢・子バノ沢	銀・鉛 明治24・5・2
2	B	大館町	〃	中高石沢	土油 25・5・12
	C	長木村	士族		
3	D	藤琴村	〃	大砂崩(タダラ沢他5ヶ字)	金・銀 24・6・1
	E	〃			
	F	〃			
4	G	〃	〃	黒石又(カタリ山沢他5ヶ字)	銀 24・6・5
	H	〃			
5	I	〃	平民	湯之沢・滝之沢・西之沢 寺沢西又・置穴沢	銀 24・6・30
	J	〃	〃		
	K	〃	〃		
6	L	扇田村		白石又・パンガク沢他5ヶ字	— 24・7・1
7	M	栄村		萩ノ子岱	鉄 24・7・18
8	N	藤琴村		飛沢・子バノ沢他2ヶ字	銀・鉛 24・7・29
9	O	大沢村	平民	大沢・二ノ又・東又・西ノ又・突込沢・高石沢	金銀銅 24・8・22
	P	粕毛村	〃		
10	Q	能代港	〃	4の鉱区譲受	銀 24・8・30
11	Q	〃	〃	葛原・小滝沢・高落・反岩・カド沢	銀・鉛 24・12・5
12	R	鶺川村	〃	3の鉱区譲受	金・銀 25・1・26
13	S	長木村	〃	大沢字滝ノ沢・出口他5ヶ字	銀 25・3・13
	T	〃			
14	U	桧山町	平民農	1の鉱区譲受	銀・鉛 25・3・21
15	V	能代港	平民商	白石又	— 25・6・2
16	E	藤琴村	平民商	アイトリ沢・ヤマサ沢・白石又・ニゴリ沢・パンガク沢・朝口沢・桧原沢	銀・鉛 25・7・1
	V	能代港			
	W	桧山町			
17	X	能代港	士族	大砂崩(クラノ沢他)	銀・鉛 25・7・1
18	Y	峰吉川	平民	小比内東又(タカノコ・サンヒアケ・上タカノコ・ヤケヤマ)	銀 25・9・18
	Z	藤琴村			
	D	〃			
19	a	土崎港	平民農	相取沢ノ内白石又沢	銀 24・12・16
	b	新潟県	平民		
20	c	桧山町	〃	早飛沢(大石沢・銀八沢)	銀 26・2・10
21	Y	峰吉川	〃	白石沢(濁沢)	銀・鉛 24・9・30
22	R	鶺川村	〃	17の鉱区譲受	銀・鉛 27・6・6

(「借区開坑願」により作成)

2借区以上に申請している者が7人となっている。2借区が5人、10借区・11借区に及ぶ者が各1人となっている。一方、藤琴村の場合、22件の申請に対して実人員29人で1件当たり平均1.32人である。申請人1人の借区が13で、2人共同借区5、3人共同借区4となっている。1申請人の申請借区数は、1借区のみの方が23人で、2借区の者が6人となっている。1借区1申請人の比率は粕毛村37.0%、藤琴村59.1%となり粕毛村が相対的に共同申請の比率が高い。共同申請の場合でも、そのほとんどが2～4人の共同となっている。

1申請人1借区の比率は粕毛村69.6%、藤琴村79.3%であるが、粕毛村では1申請人の申請借区数の較差が極めて大で、1人で10～11借区に及ぶ者もあり、その多寡が極めて顕著である。概して、1申請人1借区の形態が卓越している。これは、資本者と事業者が同一人であり、その分任形態をとるまでにはいたっていないことを示している。

借区開坑申請人の実数は、粕毛村借区では23人、藤琴村借区29人、計52人である。藤里町地元居住者が全体の51.9%(27人)を占め、秋田県北部の能代市・山



図4 明治中期における試掘開坑借区 一粕毛村一 (数字は借区申請一覧番号)

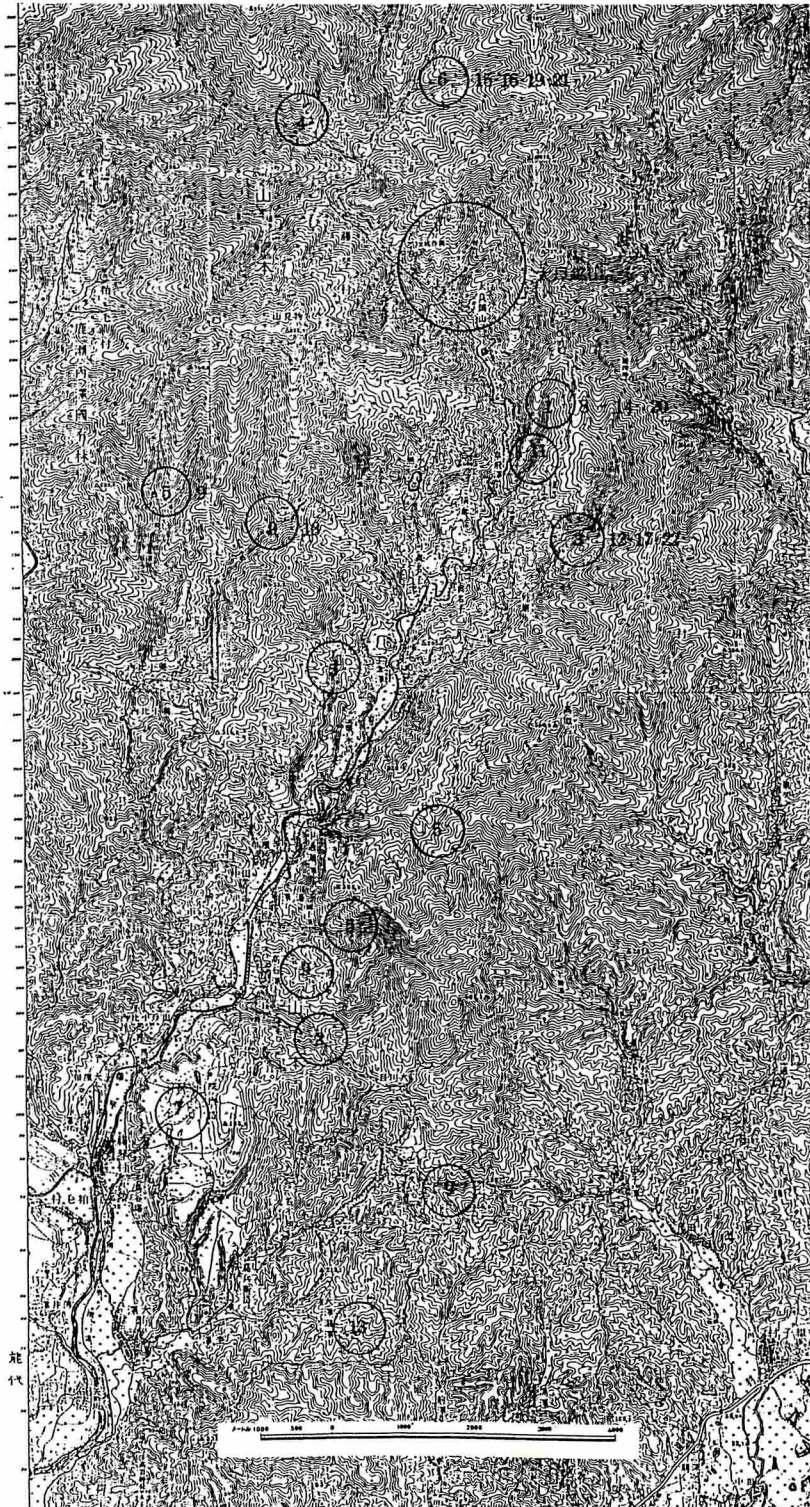


図5 明治中期における試掘開坑借区 一藤琴村一 (数字は借区申請一覧番号)

借区開坑願からみた藤里町の鉱山

表10 年次別借区申請・認可件数

年次	申請件数			認可件数		備考	
	粕毛村	藤琴村	計	粕毛村	藤琴村		
明治20年	2件	件	2件	1件	－件	明治6年発布日本坑法による鉱業出願自由裁量主義	
21	3		3		－		
22	5		5	8	－		
23	11		11	5	－		改正日本坑法による先願主義
24	2	12	14	6	－		
25		8	8		－		鉱業条例実施による鉱業自由主義(許可主義)
26	1	1	2		－		
27	1	1	2		－		
不詳	2		2	7	－		
計	27	22	49	27	－		

(「鉱山借区試掘書類」により作成)

表11 借区開坑願申請人の出身地

出身地	借地		粕毛借区	藤琴借区	計	
	粕毛村	藤琴村				
藤里町	粕毛村		13	1	14	
	藤琴村		1	11	12	
	大沢村			1	1	
	小計		(14)	(13)	(27)	
県	能代市	能代港町	1	3	4	
		常盤村	3		3	
		桧山町		3	3	
	二ツ井町	富根村	1		1	
	八森町	八森村	1		1	
	北	八竜町	鶴川村		1	1
		大館市	大館町	2	1	3
	長木村			3	3	
	部	鷹巣町	栄村		1	1
		比内町	扇田村		1	1
	小計		(8)	(13)	(21)	
その県内	土崎港町			1	1	
	峰吉川村			1	1	
	小計		(0)	(2)	(2)	
県外	東京府		1		1	
	新潟県			1	1	
	小計		(1)	(1)	(2)	
計			23	29	52	

本郡・大館市・北秋田郡を含めると92.3% (48人) となる。県外出身者は2人 (3.9%) にすぎない。粕毛村の借区の場合、地元粕毛村居住者が56.5% (13人) を占め、能代市 (能代港町1, 常盤村3), ニツ井町 (富根村1)・八森町 (八森村1)・大館市 (大館町2) の出身者が34.8% (8人) となり、両者を含めると95.7%で県外出身者が1人だけである。藤琴村の借区では、藤琴村の居住者が37.9% (11人) で、能代港町 (3人)・桧山町 (3人)・鶴川村 (1人)・大館町 (1人)・長木村 (3人)・栄村 (1人)・扇田村 (1人) など米代川流域の出身者が44.8% (13人) を占め、両者と藤里町の粕毛村 (1人・大沢村1人) を合わせると89.7% (26人) となる。県内では、土崎港町・峯吉川村と新潟県各1人となっている。これらの借区開坑申請人の出身地別人員は表11に示したとおりである。借区開坑願の申請人の多くは農業関係者で、そのほかに士族3人 (粕毛村借区～大館町1人, 藤琴村借区～能代港町・長木村各1人), 商人3人 (粕毛村借区～能代港町・藤琴村各1人, 藤琴村借区～能代港町1人) がいた。

これらの借区開坑申請人の資産状況 (耕地・宅地・山林原野・家屋・山林・株券など) を粕毛村借区において資料上確認できたもののみを整理したのが表12である。

土地の所有規模で60町歩以上の大土地所有者が1人で、10～20町歩規模3人, 5～10町歩3人, 3～5町歩2人, 1町歩以下が1人となっている。評価額の平均が約1,070円で、5,000円以上1人, 1,000～2,000円5人, 500円～1,000円が3人, 100～500円が3人, 100円未満2人となっている。山林所有は、14人中5人で最も評価額の高い常盤村の申請人は杉5万本 (評価額7,500円) を有し、同じく常盤村の出身者は評価額3,750円 (栗1万本, 杉5,000本) となっている。粕毛村の居住申請人のなかでは杉・雑木所有者が3人おり、その評価額は500～700円となっている。これらの資産規模からして共同申請をなしている借区においても資本者と事業者との分任の形態をとることは極めて困難であったと考えられる。

3. 坑業見込書からみた粕毛地区の鉱山開発の動向

粕毛地区における借区開坑願の坑業見込書によっておもな借区 (20借区) の鉱脈・掘採法・掘採高・差向

表12 借区申請人とその資産

申請人	居住地	身分	土地 (耕宅地山林原野)		家屋		山林		その他
			面積 (町・反・畝・歩)	価格 (円・銭・厘)	棟数	価格 (円)	立木(本数)	価格(円)	
A	常盤村	平民農	8・5・0・0	1125・0・0	2	500	杉5万本	7500	
B	〃	〃	5・7・2・7	1040・44・2	2	500	栗1万 杉5千	3000 750	
C	〃	〃	6・5・0・0	1221・35・6	2	420	—	—	
D	粕毛村	〃	1・8・25	12・7・7	1	250	—	—	
E	〃	〃	3・5・5・28	451・6・7			—	—	
F	〃	〃	不詳	708・60・4		350	—	—	
G	〃	〃	〃	1121・65・2		400	—	—	
H	〃	〃	11・4・9・18	980・19・3	2	500	杉雑木8千	700	
I	〃	〃	3・6・9・11	293・29・9	1	250	同5.5千	500	
J	〃	〃	61・2・7・22	5350・69・2	3	700	—	—	
K	〃	〃	13・1・8・17	1717・65・4	2	500	—	—	
L	〃	〃	不詳	81・9・2		150	—	—	
M	〃	〃	1・8・0・2	110・30・2	2	300	杉雑木1万	500	能代忠国社 株券1枚10円
N	〃	〃	12・0・4・8	776・31・3	2	500	—	—	株券2枚20円
O	東京府	平民	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	
P	粕毛村	平民農	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
Q	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
R	大館町	士族	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
S	〃	平民農	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
T	藤琴村	平民商	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
U	富根村	平民農	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
V	八森村	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
W	能代港町	平民商	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

坑穴、鉱物の含有量・製錬法、木材・薪炭材の需給、資本金および見込予算、使役人などから鉱山開発の動向をみとめる。

鉱脈・掘採法・掘採量・差向坑穴

鉱脈の方位・位置が明確な借区が20借区のうち13借区で、7借区では一定鉱脈をもたない条件での開坑を見込むものであった。鉱脈の幅員は2寸～4尺にいたる多様なものであった。幅員2尺以上の鉱脈が3借区1尺～2尺未満が6、1尺未満が3借区である。

掘採法は、鎚鑿・鶴嘴・手鉄などによる発破が支配的で極めて在来的である。したがって、切延も1日につき2尺程度である。1日の堅石の掘採量は1000貫以上が6借区、500～1000貫未満が5借区、100～500貫未満が6借区、100貫未満が1借区となっている。差向坑穴は、幅が3～4尺で、高さを5～6尺としてい

る。坑穴の規格に3型があり、幅3尺・高5尺のものが6借区、4尺×5尺が4借区、4尺×6尺が7借区になっている(表13)。

なお、一定鉱脈をもたない借区は、借区位置ナンバー5・6・8・16・17・18・20で、粕毛川の最上流部及び中流部と谷地長瀬、矢坂地区となっている。これらの借区では、1日あたりの堅石掘採量が1000貫を見込むか、極めて少量かである。しかも、掘採量及び差向坑穴の規格が記載されていないものもあり、また、借区申請人の資産の規模も相対的に低額な者が多く、坑業見込みにおいて、その計画性に欠けると考えられるものがある。

鉱物の含有量・製錬法

含有量・製錬法を明示している借区は、借区位置ナンバー2・3・9・11・13・14の6借区にすぎない

借区開坑願からみた藤里町の鉱山

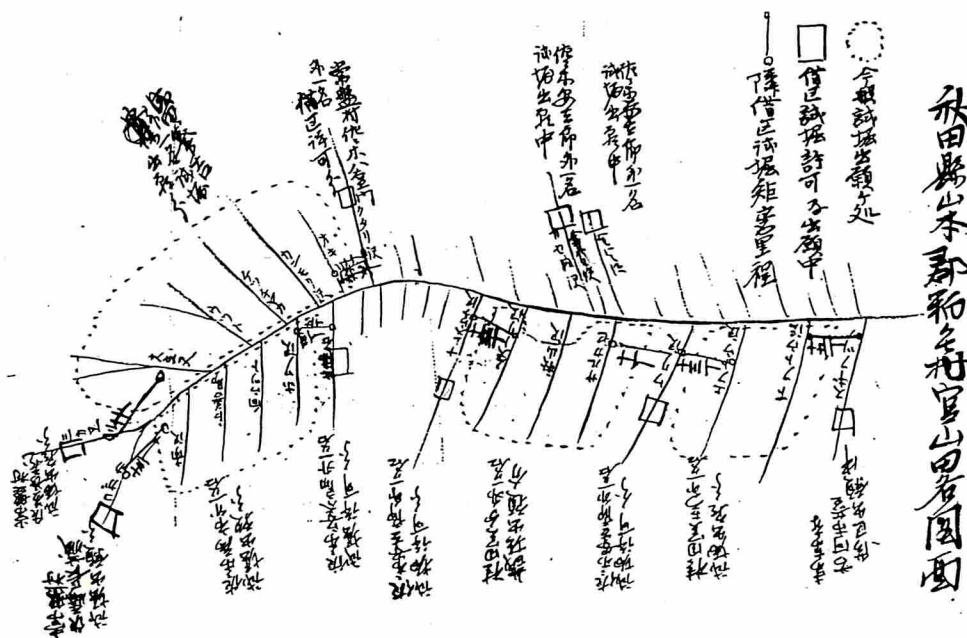


図6 粕毛村借区図 一明治23年一

表13 鉱脈および掘採法・掘採高

位置	坑業人	鉱物	鉱脈		掘採法・掘採量		差向坑穴 (幅×高)
			方位・位置	幅員	掘採法	堅石/日	
1	J・K	銀銅鉛	南北N40°04' E0°02'	1尺.6寸	鎚鑿発破	1100	3×5
2	O	鉛	45°の鉱線及 東西鉱脈一線	2~4	人工発破 切延2尺/日	100	4×6.6
3	A・B	銀銅鉛	二条0°~180° 90°~270°	1.0内外	鶴嘴・手鉄 発破10尺/日	150	4×6
4	G・J K・L	銀・鉛	90°	2.0	鎚鑿発破	1000	3×5
5	C	銀	一定鉱脈ナシ	—	鶴嘴・手鉄	20	3×5
6	D・E	銀・鉛	一定鉱脈ナシ	—	鎚鑿発破	1000	4×5
7	F・C	銀銅鉛	225°	2.0	鎚鑿発破	1000	3×5
8	H・I	銀・鉛	一定鉱脈ナシ	—	和法穿鑿	—	—
9	J・K	銀・鉛	一条 E W一線45°	0.2~0.4	人工発破 切延2尺/日	100	4×6.6
10	J・K	銀銅鉛	225°	1.5	鎚鑿発破	500	3×5
11	J・K	銀銅鉛	鉱線一条セズ E W鉱脈線90°	0.8~2.0	人工発破 切延2尺/日	800	4×6.6
12	J・K	銀銅鉛	270°	1.5	鎚鑿発破	500	3×5
13	N	銀銅鉛	60°	4.0	鶴嘴・手鉄 発破20尺/日	300	4×6
14	J・K	銅	一条 E W70°	0.4~0.7	人工発破 切延2尺/日	100	4×6.6
15	J・K	銀・鉛	90°	1.5	鎚鑿発破	800	4×5
16	M	金銀銅	一定鉱脈ナシ	—	鶴嘴・手鉄	150	4×6
17	P	銀・鉛	一定鉱脈ナシ	—	鎚鑿発破	1000	4×5
18	E・Q	銀・鉛	一定鉱脈ナシ	—	〃	1000	4×5
19	J・K	銀	90°	1.0	〃	500	3×5
20	N	銀・鉛	一定鉱脈ナシ	—	和法掘採法	—	—

(「坑業見込書」により作成)

表14 含有量と製錬法

位置	借区人	含有量 (素鉱10貫当り)			掘採量 (1日当り)	製錬法	備考
		銀	銅	鉛			
2	O	微量		200 ¹¹	100 ¹¹	和式製錬	洋式製錬 将来見込
3	A・B	3 匁	500 匁	200	150	塩湯沈澱法	水車・木製樽桶を使用
9	J・K	微量		300	100	従来の習慣法	洋式製錬法 将来見込
11	J・K	微量	微量	400	800	—	
13	N	7 匁	貫匁 2・300	600	300	塩湯沈澱法	水車・木製樽桶を使用
14	J・K	微量	匁 300		100	従来方式	洋式製錬法 将来見込

(「坑業見込書」により作成)

(表14)。素鉱10貫目あたりの銀含有量は3～7匁もしくは微量を見込む程度である。銅では、ナンバー13は2貫300匁となっているが、ほかは300～500匁、もしくは微量となっている。鉛の場合は200～600匁となっている。これらの借区は、長場内沢字金山ノ沢や鹿瀬内沢下り沢、小東又沢、八助沢、小倉沢など藩政期においてすでに開発されていた鉱山でもある。

製錬法(5借区のみ)は、塩湯沈澱法の従来の和式製錬方式をとり水車・木製樽桶などを用い、将来、洋式製錬法の導入を見込んでいる。製錬法を明記している申請人の資産をみると、いずれも相対的に土地評価額が高く、山林の所有評価額の高い者で占められている。東京府の古河市兵衛も含まれており、また、県会議員佐々木安太郎や小山利助などの粕毛村居住者、常盤村出身者などである。

木材・薪炭材

坑業見込書に記されている坑業に用いる木材ならびに薪炭材については、そのほとんどが官林払下げ用材を見込んでいる。木材では、杉材が中心で100～250本の払下げ用材で充当しようとしている。薪炭材も同様にナラ材1000～2000本の払下げを見込んでいる。なかには、木材・薪炭材として雑木150～500本を予定している者も少なくない(表15)。当該地域は、藩政期からすでに林産資源にめぐまれていたし、明治期には国有化されたものの借区地周辺の官林に恵まれ、官林払下げによる方法が容易であった。しかし、一定鉱脈をも

表15 官林払下げ用材(申請本数)

位置	坑業人	用材	
		木材	薪炭材
1	J・K	杉 100本	ナラ 100本
2	O	不詳	
3	A・B	雑木 500本	
4	G・J K・L	杉 200本	ナラ 2000本
5	C	不詳	
6	D・E	雑木 500本	
7	F・G	官林 100本	ナラ 1000本
8	H・I	雑木 300本	
9	J・K	杉 200本	雑木 1000本
10	J・K	杉 100本	ナラ 1000本
11	J・K	杉 200本	雑木 2000本
12	J・K	杉 100本	ナラ 1000本
13	N	雑木 500本	
14	J・K	杉 200	雑木 1000本
15	J・K	杉 100本	ナラ 1000本
16	M	杉 250本	雑木 500本
17	P	雑木 200本	
18	E・Q	雑木 150本	
19	J・K	杉 100本	ナラ 1000本
20	N	杉・雑木 150本	

(「坑業見込書」により作成)

っていない借区においては、資産の評価額も低く、また、製錬部門をもたない借区においては、雑木の払下げを求めるにすぎず、また、常盤村の出身者(杉・栗などの立木を所有)も雑木の払下げを見込んでいた。概して、用材の立木は、そのほとんどが借区及びその隣接地に求めていた。

資本金・見込予算

各借区の資本金は400円～1万円とかなりの格差がある。1万円以上1借区、5千円～1万円が5借区、千円～5千円未満が5借区、500円～千円未満が6借区、500円未満が2借区となっている。平均2,320円となっている。

開坑着手後1ヶ年の見込予算を明示している借区はわずかに6借区にすぎない。それらは、製錬法を明示している借区と一致する。6借区中、黒字経営を見込んでいるものが借区位置ナンバー3と13である。ナンバー3の場合、銀銅鉛売払代6,700円に対して支出総額5,000円(採掘費1,500円、製錬費2,500円、雑費

借区開坑願からみた藤里町の鉱山

表16 資本金および見込予算

位置	借区人	資本金	着手後1年間の予算(見込)	
			収入	支出
1	J・K	1000円		
2	O	6000	含銀荒鉛代金 2000円	諸経費4200円
3	A・B	5000	銀銅鉛売払代 6700円	採掘費1500円 製錬費2500円 雑費1000円
4	G・J K・L	1000		
5	C	1200		
6	D・E	700		
7	F・G	800		
8	H・I	1000		
9	J・K	5000	含銀荒鉛代価 1800円	諸経費3400
10	J・K	400		
11	J・K	5000	含銀銅鉛代価 1900円	諸経費3500円
12	J・K	400		
13	N	10000	銀銅鉛売払代 13000円	採掘費2500円 製錬費5500円 雑費2000円
14	J・K	5000	含銀荒鉛代価 1800円	開坑他の経費3400円
15	J・K	1000		
16	M	—		
17	P	500		
18	E・Q	650		
19	J・K	700		
20	N	700		

(「坑業見込書」により作成)

1,000円)で黒字予算を組んでいる。ナンバー13の場合3,000円の黒字をみている。一方、ナンバー2・9・11・14の借区が赤字見込予算となっている。見込予算を計上している借区は、ともに資本金5,000円以上の借区である(表16)。なお鉱業条例では、鉱区税として借区1,000坪につき年30銭(日本坑法では、500坪につき年1円)を納入することになっていた。

使役人

総使役人数100人以上を予定している借区は、わずかに1借区のみである。使役人10人台3借区、20人台2、30人台8、40人台3、50人台2、60人台1借区となっている。1借区平均37人となっている。平均以下の借区が20借区中14借区で70%を占めている。20借区の使役人740人のうち、坑夫353人(47.7%)、雑役

表17 使役人員

位置	借区人	坑夫	製錬工	留工夫	道路工夫 建築職工	雑役夫	計
1	J・K	100人	人	人	人	15人	115人
2	O	12	5		臨時雇	30	47
3	A・B	7	13	1		15	36
4	G・J K・L	30				20	50
5	C	3				11	14
6	D・E	10				20	30
7	F・G	20				10	30
8	H・I	15				30	45
9	J・K	12	5		臨時雇	20	37
10	J・K	10				5	15
11	J・K	10	5		臨時雇	15	30
12	J・K	10				5	15
13	N	13	15	2		25	55
14	J・K	12	5		臨時雇	20	37
15	J・K	40				20	60
16	M	10				15	25
17	P	10				20	30
18	E・Q	10				20	30
19	J・K	15				10	25
20	N	4				10	14

(「坑業見込書」により作成)

夫336人(45.4%)で、製錬工は48人(6.5%)にすぎない。そのほかは、留工夫3人で、道路工夫・建築職工は4借区で臨時雇で充当することとしている(表17)。

製錬工をかかえる借区は、わずか6借区(借区位置ナンバー、2・3・9・11・13・14)で、その人員は5~15人となっている。製錬工のいる借区以外のほとんどの借区は、坑夫と雑役夫を見込むのみで、その経営において、売鉱を主体とするものも考えられる。しかし、鉱山の経営条件からして、借区開坑願の主旨が坑業の現実的運営を目的としたかどうか更に検討してみる必要がある。なお、製錬法や製錬工などの規模からして、テクノクラート集団などの鉱山経営における基本的要素は稀薄なものであったと考えられる。

4. おもな借区の開発とその動向

〈長場内沢字金山沢の場合〉

試掘申請年月日 明治20年9月5日

試掘認可年月日 明治20年12月23日(注1)

試掘人 東京府 古河市兵衛
 試掘鉱物 鉛
 借区坪数 14,290坪
 鉱業中止期間 明治26年5月28日～同27年4月30日
 鉱業再稼行届年月日 明治27年3月29日

(注1)：明治24年3月26日に粕毛村佐々木安太郎に譲渡した。

長場内鉱山の開発は古く、享保16年(1731)以来、寛政8年(1796)にわたり小佐場内古銀山の名称で稼行されていた。粕毛村・勘助の受山であった²¹⁾。安政年間には、長場内村銅屋で鉱石を手吹した。明治18年(1885)、東京府日本橋区瀬戸物町・古河市兵衛の操業となり、800人余の鉱夫が入山し、銀・鉛・銅鉱を産出し、製錬を行った²²⁾。

明治20年9月5日、古河は長場内小字金山沢官地の借区開坑願(代理人・北秋田郡銀山町番外三拾番地・實沢起作)を提出している。同年12月25日に農商務大臣伯爵黒田清隆の認可を得ている。その際に提出された坑業見込書は次のとおりである。

坑業見込書(原文縦書)

一、坑業ニ用ル木材并薪炭

右ハ山本郡粕毛村字長場内鉛山近傍并ニ杉淵沢官林ヨリ拂下伐採ノ見込

一、坑業ニ用ル地処

右ハ坑口水抜道路土土積場土砂棄場詰処作事場洗礦場鎔鑛場其他ノ敷地ハ山本郡粕毛村字長場内鉛山金山澤ヨリ長場内澤落合込ノ官有地借用ノ見込

一、鑛脈方位并幅員

右ハ方位東西ノ鑛脈一線四拾五度ノ鑛線一條アリテ幅員ハ貳寸ヨリ四寸込トス

一、鑛物ノ分量并掘採高

右ハ鉛鑛物ニシテ素鑛拾貫目ニ付鉛鑛貳百目内外ト微量ノ銀鑛ヲ含有セリ差向採掘1日ニ至ラハ一日凡百貫目ヲ掘採スル見込

一、製煉法

右ハ最初創業ノ場合ニ於テハ従来ノ習慣法ヲ用ヒ追而将来大盛ノ上ハ洋式ヲ以テ製煉ノ見込

一、掘採法

右ハ普通ノ人工発破ヲ以テ差向ニ坑道ヲ鑿六尺六寸

横四尺以上ニ開鑿シテ之レニ木鉄道ヲ布設シ一日ノ切延約貳尺開進ノ見込

一、運搬ノ便否

右ハ採鑛処ヨリ製煉処迄約貳丁製煉所ヨリ粕毛川端迄大凡壹里貳丁ノ間ニ新道ヲ開鑿シテ牛馬ノ運搬ヲ開クヘキ見込

一、使役人員

右ハ差向坑夫拾貳人製煉夫五人雜役夫三拾人ヲ使役シ其他道路開通諸建築ノ職工人夫ハ臨時募集ノ見込

一、着手ノ期間

右ハ許可ノ上直チニ開坑ニ着手ノ見込

一、資金額及豫算

右ハ坑業ニ支辨スヘキ資金額約六千円坑業着手後一ヶ年豫算額収入ノ含銀荒鉛代價金貳千円ニシテ開坑其他支出経費金四千貳百円ノ見込

右今般山本郡粕毛村字長場内澤ニ於テ鉛鑛借区出願候ニ付御許可ノ上ハ前記ノ見込ヲ以テ坑業可致候也

東京府日本橋区瀬戸物町七番地
 平民 古河市兵衛代理
 北秋田郡銀山町番外三拾番地
 平民 實 澤 起 作 印

明治二十年九月五日

秋田縣知事 男爵 青山 貞 殿

明治21年1月11日付の仮坑区券によれば、鉛鉱場1万4,290坪となっている。坑区税は500坪につき1円であり、28円58銭であった。明治23年12月25日に古河は粕毛村・佐々木安太郎に借区譲渡のための借区譲渡願を提出している。佐々木安太郎は用地60余町歩を有する素封家で、明治8年に戸長、同12年に県議員となっている。また、同氏は、長場内鉱山の事務員でもあった。かくして、金山沢の借区は地元人の開発にゆだねられることとなった。しかし、秋田県鉱山誌によれば、2～3年の経営の間、亜鉛鉱を産出したが休山した。明治26年5月28日より同27年4月30日までの鉱業中止届が提出されている。明治27年3月29日に再稼行届を提出しているが、経営の実態は明らかでない。な

借区開坑願からみた藤里町の鉱山

お、秋田県鉱山誌によれば、後に、工藤慶一郎、佐々木福松を経て忙川耕一ほか1人の所有となり休山した。

粕毛村 伊太郎
保

寛政六寅年壬十一月十四日、御勘定所

〈鹿瀬内沢字小東又沢の場合〉

試掘申請年月日 明治22年8月23日
試掘認可年月日 明治23年4月9日
試掘人 粕毛村 佐々木安太郎 桂田 忠兵衛
試掘鉱物 銀 鉛
借区坪数 2,275坪
鉱業中止期間 明治26年5月28日～同27年4月30日
鉱業再稼行届年月日 明治27年3月29日

寛政七・八年頃伊三郎受山、同八年九月、願付、成田儀兵衛へ譲山に相成
丑・寅・卯三年受山、金壹歩掛切上納。但、出鉛普請料とも十五ノ文替

粕毛村久兵衛
文化十四丑年四月二日、御勘定所
延宝年中、銀山にて開候、

なお、藩政期における小東又沢鉛山について、年数帳には次のように述べている

小東又澤鉛山

一、小東又澤鉛山 此澤は、元來能代町長左衛門と申者見立也。
久多利澤山は元禄十二年見立にて、金子久左衛門相継候

來亥・子・丑三年・小東又澤兩所受山。

能代町 越後屋 京右衛門

享保十五戌年十二月十一日、甚右衛門

丑十一月返上

來午・未・申東又澤とも受山

粕毛村 山崎 太郎八

元文二巳年十二月十八日、左兵衛

末五月返上

成年より入山澤受山。但し

年限不知。

東山 喜平治

寛保二戌年 不知月日

○

寅・卯・辰三年受山、運上金壹歩掛切上納

藤町 千葉 喜兵衛

天明二寅年九月十九日、又太郎

巳正月返上

寅・卯・辰三年受山、金壹歩掛切鉛十貫文替、

坑業見込書

一、坑業ニ用ル木材并薪炭

右ハ山本郡粕毛村字鹿瀬内ノ内小字小東又沢鉛山近傍并ニマダヘクリ沢官林ヨリ拂下伐採ノ見込柴数杉木貳百本雜木千本

一、坑業ニ用ル地所

右ハ坑口水碓道路木土積場土砂棄場詰所作事場洗礦場鑛鑛場其他ノ敷地ハ山本郡粕毛村字鹿瀬内鉛山小東又沢ヨリ粕毛務沢ノ落合込ノ官有地借用ノ見込此反別式反六畝貳拾歩

一、鑛脈方位并幅員

右ハ方位東西ノ鑛脈一線四拾五度ノ鑛線一條アリテ幅員ハ貳寸ヨリ四寸込トス

一、鑛物ノ分量并掘採高

右ハ鉛鑛物ニシテ素礦拾貫目ニ付鉛鑛三百目内外ト微量ノ銀礦ヲ含有セリ差向採掘ノ日ニ至ラハ一日凡百貫目ヲ掘採スル見込

一、製煉法

右ハ最初創業ノ場合ニ於テハ從來ノ習慣法ヲ用ヒ追而将来大盛ノ上ハ洋式ヲ以テ製煉ノ見込

一、掘採法

右ハ普通ノ人工発破ヲ以テ差向ニ坑道ノ堅六尺六寸横四尺以上ニ開鑿シテ之ニ木鉄道ヲ布設シ一日ノ切延約貳尺開進ノ見込

一、運搬ノ便否

右ハ採礦所ヨリ製煉所迄約貳丁製煉所ヨリ粕毛川端迄大凡五丁ノ間新道ヲ開鑿シテ車馬ノ運搬ヲ開クヘキ見込

一、使役人員

右ハ差向坑夫拾貳人製煉夫五人雜夫貳拾人ヲ使役シ
其他道路開通諸建築ノ職工人夫ハ臨時募集ノ見込

一、着手ノ期日

右ハ許可ノ上直チニ開坑ニ着手ノ見込

一、資金額及豫算

右ハ坑業ニ支辨スヘキ資金額約五千円坑業着手後一
ケ年間豫算額収入ノ含銀荒鉛代(價金千八百円ニシテ
開坑其他支出経費金三千四百円ノ見込

右今般山本郡粕毛村字小東又沢ニ於テ銀鉛鑛借区出願
候ニ付御許可ノ上ハ前記ノ見込ヲ以テ坑業可致候也

秋田県羽後国山本郡粕毛村粕毛百三十壺番地

平民 佐々木安太郎 印

秋田県羽後国山本郡粕毛村耗毛七十一番地

平民 桂田忠兵衛 印

明治廿三年一月卅一日

秋田県知事 岩崎小二郎殿

(鹿瀬内沢字下り沢の場合)

試掘申請年月日	明治21年 8月 7日
試掘認可年月日	明治22年12月23日
試掘人	常盤村 佐々木八右衛門 同 佐藤鉄五郎
試掘鉱物	銀 銅 鉛
借区坪数	4,950坪
鉱業中止期間	明治26年 5月30日~同27年 4 月30日
鉱業再稼行届年月日	——

小東又沢に付帯して年数帳に掲載されている久太利
沢(=下り沢)の開発については、明治22年12月23日
に山本郡常盤村の借区人の借区開坑願が許可されてい
る。その折に提出された坑業見込書に記された内容は
次のとおりである。

なお同山は明治26年 5月30日より同27年 4月30日ま
での間、休山すべき中止届が出され受理されている。

その後の動きについては不詳である。

坑業見込書

一、坑業ニ用ル木材并ニ薪炭

右ハ山本郡粕毛村官山字鹿瀬沢之内小字入山沢及赤
岩沢ニケ所ニ於テ雜木御拂下ヲ得使用スルノ見込

一、坑業ニ用ル地処

右ハ坑口ヨリ諸建築場ニ至ル総テ全郡全村官地鹿瀬
内沢ノ内小字赤岩沢及入山沢ニケ所ニ於テ官地拝借
ヲ得使用スルノ見込

一、鑛脈ノ方位并ニ幅員

右ハ零度ヨリ百八十度ニ位スルモノ及九十度ヨリ二
百七十度位スルモノニケ所トス共ニ幅員壹尺内外ト
ス

一、鑛物ノ分量并ニ掘採高

右ハ堅石ニシテ目形十貫中銀三匁強銅五百匁弱鉛貳
百匁弱ヲ含有ス凡百五十貫目ヲ掘採スルノ見込

一、製煉法

右ハ塩湯沈澱法ニテ即今本邦水車木製樽桶ヲ用ヒ銅
版鉄版亜鉛版ヲシテ附着採鑛スルノ見込

一、掘採法

右ハ鶴嘴手鉄発破等ヲ用ヒ一日拾尺内外ヲ開採シ坑
穴ハ縦六尺横四尺即今疏水道不要ノ見込

一、運搬ノ便否

右ハ採鑛所ヨリ製煉所迄拾丁余道路狭ナリト虽モ危
険ノ場所ハ普請致シ牛馬往復ノ便ヲ要ス本村粕毛村
ヲ離ル凡五里半余

一、使役人

右ハ差向坑夫七名留工夫老名製煉夫拾三名雜役夫拾
五名ヲ使役スルノ見込

一、着手ノ期日

右ハ御許可後三十日間ヲ期シ着手スルノ見込

一、資金額及豫算

右ハ坑業ニ支弁スベキ資金額凡五千円トス、壹ケ年
間収支豫算、

金、六千七百円	銀銅鉛賣拂代
内金千五百円	掘採費
同金二千五百円	製煉費
同金千円	雜費

今般山本郡粕毛村官山字鹿瀬内沢ニ於テ銀銅鉛鑛借

借区開坑願からみた藤里町の鉱山

区出願候ニ付御許可ノ上ハ前記ノ見込ヲ以テ坑業可致候也

秋田県山本郡常盤村二百廿二番地
平民農 佐々木八右衛門印
全縣全郡全村五拾九番地
平民農 佐藤 鉄五郎印

明治廿二年拾月三日

秋田県知事男爵青山貞殿

〈鹿瀬内沢字八助沢・黒瀧沢の場合〉

試掘申請年月日 明治21年 8月25日
試掘認可年月日 明治22年12月23日
試掘人 粕毛村 小山利助
試掘鉱物 銀 銅 鉛
借区坪数 10,015坪
鉱業中止期間 明治26年 5月28日～同27年 3月31日
鉱業再稼行届年月日 明治27年 4月 3日

坑業見込書

一、坑業ニ用ル木材

右者山本郡粕毛村官山字鹿瀬内沢之内小字八助沢及黒瀧之沢ニケ所ニ於テ雜木御払下ケテ得使用スルノ見込

一、坑業ニ用ル地処

右者坑口ヨリ諸建築場ニ至ル迄總テ全郡全村官地字鹿瀬内沢之内小字八助沢反別壱町歩及黒瀧之沢反別式町歩右ニケ所ニ於テ官地拝借ヲ得使用スルノ見込

一、鉱脈之方位并ニ幅員

右者六拾度ニ位スルモノトス幅員四尺円外トス

一、鉱物ノ分量并ニ掘採高

右者堅石ニシテ目形拾貫日中銀七匁強銅貳貫三百匁強鉛六百匁弱ヲ含有ス一日凡三百貫目ヲ掘採スルノ見込

一、製煉法

右者塩湯沈澱法ニテ即今本邦水車木製樽桶等ヲ用ヒ銅版鉄版亜鉛版ヲシテ附着採鉱スルノ見込

一、掘採法

右者鶴嘴手鉄発破等ヲ用ヒ一日貳拾尺内外ヲ開採シ

坑穴ハ縦六尺横四尺即今疏水道不要ノ見込

一、運搬之便否

右者採鉱所ヨリ製煉所迄凡式町道路狭隘ナリト虽モ危険ノ場所ハ普請致シ牛馬車等往復之便ヲ要ス本村ヲ離ル凡五里弱

一、使役人

右者差向坑夫拾三人留工夫式人製煉夫拾五人雜役夫式拾五人ヲ使役スルノ見込

一、着手之期日

右者御許可後拾日間ヲ期シ着手スルノ見込

一、資金額及豫算等

右者坑業ニ支弁スベキ資金額凡壹萬圓トス
一ヶ年間収支豫算
金, 壹萬三千圓 銀銅鉛賣払代
内金貳千五百圓 掘採費
内金五千五百圓 製煉費
内金貳千圓 雜費

今般山本郡粕毛村官山字鹿瀬内沢ニ於テ銀銅鉛鉱借区出願候ニ付御許可之上者前記ノ見込ヲ以テ坑業可致候也

秋田縣山本郡粕毛村二百二拾八番地
平民農 小山利助印

明治二十二年十一月四日

秋田縣知事男爵 青山 貞 殿

〈鹿瀬内沢字上不動沢・下不動沢・サルカセ沢・秋山沢・矢トリ沢の場合〉

試掘申請年月日 明治23年 2月 4日
試掘認可年月日 明治23年10月 7日
試掘人 粕毛村 桂田関右衛門
同 加藤新六
試掘鉱物 銀 鉛
借区坪数 ——

坑業見込書

一、坑業ニ用ル木材并ニ薪炭

右者山本郡粕毛村官林字下モ不動沢, 字上ミ不動沢小字サルカセ沢, 小字秋山沢, 小字矢トリ沢之五ヶ

処ニ於テ雑木三百本位出願御許可ヲ得候見込

一、坑業ニ用ル地所

右ハ坑口水碓道路土木積場土砂棄場詰所作事場等総テ粕毛村官地字下モ不動沢之内反別五畝歩上ミ不動沢之内反別老反歩小字サルカセ沢之内反別老反歩小字秋山沢之内反別老反歩小字矢トリ沢之内反別式反歩出願拜借之見込

一、鑛脉

右ハ方位并ニ幅員一定ノ鑛脉無之所々散見セルヲ以テ方位并ニ幅員豫メ確知スル事難シ

一、掘採法

右ハ堅石ハ旧来之和法ヲ以テ一定ノ坑道ヲ穿鑿シ候見込

一、運搬之便否

右ハ採鑛所ヨリ製鍊所迄各五六町内外製鍊所ヨリ粕毛川船通路迄式町位此間車馬之便ヲ以テ運搬ス

一、使役人員

右ハ差向ケ坑夫拾五人雜役人夫三拾人トス

一、着手期間

右ハ御許可後三拾日ヲ期トシ開坑ニ着手スル見込

一、資金額

右ハ開坑ニ支弁スベキ資金差向ケ金千圓トス

今般本縣山本郡粕毛村官山字下モ不動沢字上ミ不動沢小字サルカセ沢小字秋山沢小字矢トリ沢ニ於テ銀鉛鑛試掘出願候ニ付御許可之上ハ前記之見込ヲ以テ坑業可致候也

明治二十三年二月四日

右願人 桂田関右衛門 印
加藤 新六 印

秋田県知事 岩崎小二郎殿

おわりに

明治中期における藤里町の試掘・開坑見込書からみた坑業は、小規模にして、かつ、資金者と事業者との分任制に欠けていた。また、鉱業資本が弱体であり、旧来の製鍊法など鉱業技術の低位性はテクノクラート集団の形成をはかるべき状況にはなかった。しかし、試掘、開坑を試みた事例は少なくない。それは、藩政期から多くの鉱山の開発がみられた当該地域の歴史的背景があったことにも起因しているとも考えられる。

橘莞爾は、銅価の下落を論じて坑業出願者に注意を促して次のように述べている²³⁾。

「現今銅山ノ稼行者ハ勿論銅山借区并試掘ヲ爲サント欲スルモノハ目下ノ銅価ニ比準シテ一切ノ計画ヲ爲サバ遂ニ不測ノ損害ヲ招クベシ 因テ山元ニ於テ八百斤ノ価凡七八圓ニ仕上クヘキ目的ニテ計画ヲ施ササルヲ得ス然リ而シテスル至廉ノ原価ニ製出セント欲セハ宜ク坑業ノ規模ヲ大ニシ単ニ古来ノ慣法ニ拘泥セス掘採製煉、撰礦、運搬、等ノ方法ヲ改良シ可成人力ト薪炭トヲ省略スルヨリ外手段無ルヘシ 然ルニ近年借区開坑出願者ノ数頓ニ増加セシハ喜フヘキ事ナリト雖モ此坑業見込書ヲ熟読スルニ多クハ規模狭隘ニシテ殆ント兒戯ニ類似シ其目的ヲ達シ得ラルヘント豫想スルモノアラサルモノノ如シ 是レ独リ当業者ノ不幸ノミナラス遂ニ天物ヲ放棄スルモノニテ国家ノ爲メ惜ムヘキモノトス 前陳ノ如ク到底學術進歩シテ製銅日ニ月ニ増加ノ世ノ中トナリタレハ尋常一様ノ坑業ニテハ損益相償ハサルハ燎然火ヲ觀ルヨリモ明ケン 因テ借区開坑ヲ出願セント欲スルモノ及ヒ現今借区開坑者ニ望ムラクハ深ク之ヲ既往ニ鑑ミ将来ニ慮ヲ可成規模ヲ大ニシ人力ト冗費ヲ省略スルヲ勉メサルヘカラス 若シ此ノ計画ヲ爲ス程ノ資力ナキモノハ寧ロ開坑出願ノ念ヲ断チ損失ヲ未明ニ防止スルコソ肝要ナラン乎敢テ注意ヲ乞フ」と述べ、借区開坑の規模拡大や掘採・製鍊・撰礦・運搬などの旧来の技術の改良の必要性を指摘し、そのためのテクノクラート集団の確立、資本力の強化を説いているのである。

一方、武藤左記は、明治20年に県内の鉱山を巡回して、資本者と事業者との分任を論じている²⁴⁾。「目下借区并試掘の許可を得たる者頗る夥多なりと雖も資本事業者兩者の分任して能く之を經營する者果して幾干かある。実に僅々七八ヶ所に過ぎず。其他は資本者が自ら事業に当り、事業者は自ら資本繰出しに心配する等、更に分任の法なく混淆錯雑を極め、而て其事業如何を視れば多少維持するに止るものあり。或は、既に破産休業に属する者あり。到底望を将来に属すべき者なきが如し。今其失敗者の説く所を聞くに、資金継続の策なく或は未だ良礦を発見せずと其辞柄種々ありと雖も之が原由を推究せば、此坑業主なる者は学識経験あるに非ず。鉱物の含有砒線の方向だも辨知せず、況んや之れに適當する掘採撰礦製煉の諸方法に於てをや単に鉱山

師とする者及び坑夫等の甘言を信用して資金を擲ち恬として怪まざるもの如きなり。

彼の鉱山師と自称する者及び坑夫等は強ち素人同様坑業の何者たるを辨知せざると云ふに非ず。従来各鉱山を徘徊奔走し聊か実地経験あり。去りながら採礦冶金地質其他坑業必用の學術を有したる者にあらず。然るに、彼れ自から鉱山師と呼び容易に良礦を掘採し巨利を得らるるが如き甘言を以て開礦を慫慂し一己の利益を謀らんと欲する譎者甚だ多し。今、彼等を無二の事業者と爲し坑業を委任せしを以て其業に失敗を取るは敢えて怪しむに足らざるなり。彼の俚謡に云ふ『金が出某の山に人の簞笥の金が出る』と笑止千萬の事と云ふべきなり。

今や諸般の學術日に開け月に熾なり。就中、鉱山学の如きは著しく進歩を顕したる時なれば、先づ、開礦に着手せんと欲る有力者は鉱山技師を聘し十分測量分析等の學術を応用し、而て、後ち事業の計画を定め、之に適當する資本を加ふれば敢えて失敗を招くの恐れなきを信す。之を要するに資本者と事業者と各々分任し、以て事業を興起すへきこそ肝要ならん。巡回中聊か感ずる所を記して当業者の参考に供す。」と述べている。本県の借区坑業の多くは資本者と事業者が同一人であり、その経営において極めて体制的に不備なることを指摘している。しかも、資金力・学識経験に乏しく、その坑業経営における弱体さを指摘している。かかる状況において、坑業経営にあっては近代的な高度鉱山技術者集団の確立と緊密な開発計画、資本の強化による経営体の確立が急務であることを論じているのである。即ち、資本者と事業者と各々分任することをもって鉱山開発にあたるべきであることを強調しているのである。

さらに、岳瀧生は、「農民移住 企業家の投資を歓迎する秋田県未発の利源」²⁵⁾と題して、本県の坑業について述べている。「試掘地は、全県下に渉りて二百一ヶ所、其面積六千七百万坪、採掘地は二百十六箇所其面積三千六百餘万坪、外に砂鉱採取地十一箇所にして砂金及砂鉄あり。(略) 憾むらくは、試掘採掘の権利者多くして、稼行者猶甚だ少なきを。是れ、鉱業資本の欠乏を示すものにして、中には唯だ権利の転売を以て專業とするもの少なからざるべし。吾人は真正なる鉱業家に速に此利源を開かんことを希望す」と述べ

特に鉱業資本の弱体さを指摘し、秋田県の未開の利源の開発の必要性と鉱業資本充実の急務を述べているのである。

これらの指摘は、藤里町の場合においても否定しがたい部面が少なくない。太良鉱山は、古河の資本による大規模な資本者と事業者との分任体制を確立し、近代的鉱業技術の導入やテクノクラート集団の形成に努め、その経営にあたった。しかし、多くの借区においては、鉱山の規模が狭隘にして、かつ資本力に欠け、資本者と事業者との分任体制もとり入れることは困難であった。それだけに、近代的鉱山技術の導入も遅延し、また、テクノクラート集団の形成にいたる要素にも欠けていた。それ故に多くの借区の坑業は短期間のうちに休山もしくは廃山となったものと考えられる。

本報告にあたり、理学博士狩野豊太郎先生、秋田県教育センター教育研究部長・理学博士斉藤実則先生よりご助言、ご指導をいただきました。ここに深謝申し上げます。

注

- 1) 秋田県勸業別報、第38号、P17~25
- 2) 明治ニュース事典IV、P202
- 3) 杉原寿山著「寿山隨筆」による
- 4) 杉原寿山著「秋田領内諸金山箇所年数帳」による
- 5) 「鉱山と鉱山集落—秋田県の鉱山と集落の栄枯盛衰—」(1980)、大明堂 ほか
- 6) 「鉱山と鉱山集落」・第二部所載
- 7) 前掲6)、P81
- 8) 船遊亭扇橋著「奥のしおり」(天保14年7月)による。
斉藤実則博士によれば大同年間の開坑は信じがたい述べている。
- 9) 東京大学史料編纂所編、大日本古記録、梅津政景日記(二)、P111
- 10) 東京大学史料編纂所編、大日本古記録、梅津政景日記(二)、P243
- 11) 東京大学史料編纂所編、大日本古記録、梅津政景日記(八)、P107
- 12) 13) 前掲4)
- 14) 秋田県史、資料明治上編、P782~
- 15) 秋田県史、資料明治上編、P898~
- 16) 秋田県六種観業別報、第9号、P17~21、同 第10号、P19~21
- 17) 秋田県六種観業別報、第14号、P18~27
- 18) 前掲1)
- 19) 早口鉱区は秋採登番号1号であった。
- 20) 古河潤吉君伝、五日会(1926)、P179~180

なお東雲中央製錬所は、日本鉱業発達史には、明治26年創設となっている。

- 21) 前掲4)
- 22) 前掲6)
- 23) 秋田県勸業別報, 第8号, P29~31
- 24) 秋田県勸業別報, 第11号, P18~20
- 25) 知られたる秋田, P26

参考文献

- アチックミュージアム (1938) : 複製「奥のしおり」(船遊亭扇橋著) アチックミュージアム彙報21
- 秋田県 (1915) : 秋田県史第三冊
- (1917) : 秋田県史県治部四
- (1965) : 秋田県史 大正・昭和編
- (1887~90) : 秋田県六種勸業別報
- (1899~1903) : 秋田県勸業年報
- (1980) : 秋田県史 資料明治編上
- 秋田県町村会 (1960) : 秋田県町村合併誌
- 藤里町 (1975) : 藤里町誌
- 橋本宗彦 (1898) : 秋田沿革史大成 (下)
- 伊藤昌介 (1950) : 秋田県太良鉱山鉛亜鉛鉱床調査報告, 地質調査所月報 1-4

- 五日会 (1926) : 古河潤吉君伝
- 鉱山懇話会 (1932) : 日本鉱業発達史
- 毎日コミュニケーションズ (1984) : 明治ニュース事典(IV)
- 日本鉱業協会 (1968) : 日本の鉱床総覧
- 日本鉱業史料集刊行委員会編 (1983) : 日本鉱業史料集 第五期近世篇中巻 山本郡平山鉛山沿革記
- (1984) : 日本鉱業史料集 第四期明治篇上 阿部知清 記事録
- 齊藤実則 (1980) : 鉱山と鉱山集落
- (1969) : 鉱山開発と林業の展開—藩政時代の阿仁銅山を中心として (演旨), 東北地理21-3
- 齊藤正次 (1951) : 秋田県北部琴川上流地域の地質, 地質調査所月報 2-6
- 杉原寿山 (1818~29) : 秋田領内諸金山箇所年数帳(秋田県史所載)
- 寿山隨筆
- 瀧沢 武 (1985) : 複製知られたる秋田
- 田代忠一・荻木浅彦(1956) : 秋田県太良鉱山産鉛石の離溶共生について, 岩石礦物礦床学会誌40-6
- 東京大学史料編纂所 (1953~1966) : 大日本古記録, 梅津政景日記